

# 関東州における日本の植民地教育制度の形成過程

1905年－1919年の関東州都督府の時期を中心に

劉麗娜

はじめに

1905年9月に、日本は日露戦争後には関東州を植民地とした。この地における植民地教育は日本の植民地政策中の重要な一環であった。植民地教育の典型とした関東州教育は満州国教育創立の見本であり、東北の地方教育史の研究に対して重要な地位を占めているのである。

関東州では、日本人と中国人に対する植民地教育とはどのような異同を持つのだろうか、本論には中国の視点から関東州の植民地教育の形成時期を把握していき、その真相を追求しようとする。それが一つの側面には教育と政治、経済の関係により、植民地教育制度を形成する内在の関係を明らかにしようとする。もう一つの側面には、中国人の反植民地教育の研究については中国人民の愛国の民族精神を示すことにより、植民地教育の強制性と加害性を明らかにしていくことが必要である。

中日友好の歴史が流れ続けている長い河川の中の曲がり角で、曲がり過ぎた瞬間にしかすぎない。過去を正確に総括、反省し、未来を科学的展望するこれこそ植民地教育史の研究に課せられる責任である。

## 第一節 軍政期の政治と経済

### (1) 軍政支配の形成政治的背景

天皇制国家が「国家統治ノ大権」＝統治権力のすべてを天皇に集中し、その

もとで統治権力の執行機関をいくつにも分割していたことは周知のことであろう。なかでも、軍隊組織という暴力装置は天皇に直属する権力執行機関として天皇制国家が絶対的な国家意識を貫徹していくうえで重要な役割を担った<sup>(1)</sup>。

「日本陸軍は1905年に遼陽（地名）に関東都督府を設置して同地域での軍政を施行することになったのである。総督には天皇直属の軍事機関であり、都督には陸軍大将、中將が任命された。」<sup>(2)</sup>総督は二個師団の兵力を統率し、遼陽半島の旅順、大連を中心とした関東州及び奉天、営口などに設置された軍政署を統括した。

関東総督府は1906年に「関東総督府軍政実施要領」を制定した。この要綱は軍政施行の目的を「我利権ヲ確定フヘキ好機アラハ之ヲ逸スルコトナク又軍事上ノ目的ヲ達成スルニ有益ナルモノハ之ヲ断行スル」<sup>(3)</sup>と記している。軍部の植民地経営は大陸における軍事的拠点の形成を意図した。軍部はこうした方針のもとに関東州で軍政施行の継続を画策していた。同年8月の「関東都督府官制」によって都督は外務大臣の監督下に置かれることになったものの、軍政、作戦、動員計画、軍隊教育に関しては陸軍三長官（陸軍大臣、参謀本部長、教育総監）の指揮を受けることとされた。「この結果、確かに関東都督は形式的に軍事機関ではなくなったものの、実質的には陸軍がその実権を掌握した軍事機関に他ならなかったのである。」<sup>(4)</sup>

日露戦争後には日本軍は関東州を占領する植民地統治機構の設立に着手した。これらの機構は関東州地区（大連五区と金県及び新金県の一部を含む）を統治するだけでなく、南満州鉄道沿線の付属地の統治権限も持っていた。1904年5月から1906年8月にかけて、日本は大連地区でまず軍政署を設立し、その後、遼東守備司令部と改め、さらに関東州民政署と改めた。軍部は階級の比較的低い将校を指名して占領区の民政事務を担当させた。これが軍事占領時期の臨時統治機構である。

1906年9月から1919年まで、日本は関東州地区で計三つの統治機構を設立した。すなわち関東州都督府の管轄を受ける陸軍部、民政部それに南満州鉄道株式会社であり、それぞれ関東州地区、南満州沿線付属地に対して政治的統治、軍事的弾圧と拡張および経済略奪担当の職責を実行した。これが軍政統治時期

である。

近代日本人の中国植民地体制の確立において、移民政策の形成が重要なポイントであった。日本の国策により、満州を植民地的に支配するため、移民を主軸として自己の社会的基盤と支持勢力の維持、拡大を図って、軍事的政治的役割を果たしたのである。

軍政初期の関東州には単身で「満州」に渡ってきた者だけが、政情が安定するにつれて家族を連れてやって来た移民も漸次に多くなり、そのため、植民地差別制度を確立され、推進されたのである。

## (2) 大連中心主義（関東州内）経済の背景

植民地軍政支配初期において、満鉄の営業政策最大の特徴は大連中心主義であった。伝統的に満州の交通中心は遼河を往来するジャンク船であり、海港としては営口であった。これに対し大連港と大連奉天線を発展させ、新たな満州交通網の中心とすること、そしてそのために満鉄の経営努力を集中すること、これが大連中心主義であった。

大連中心主義は少なくとも初期植民地経営政策としては極めて経済合理的なものであった。その結果、満鉄は初年度（1910年）より特別積立金を控除した上で民間への六分の配当を行い、3年目の1913年より政府持ち株への配当も行った。7年目の大正2年度より7分、大正3年度より8分配当を実施するようになった。これは、あらゆる予測を越えた好成績であった。また大連中心主義の成功は、何よりも大連港の勃興によって証明されていた。明治40年度に大連港の貿易額は僅か2000万円程度であり、営口の5400万円の四割にも満たなかった。ところが9年後の大正5年のは、大連港の貿易額は1億4700万円に達し、ほとんど増加の見られなかった営口の2.7倍となったのである。

日本商人は開港における新しい商業的投資を利用しつつけていたが、さらに、植民地に進出し、大豆貿易で巨大利潤を得ることを求めていた。例えば三井物産は1904年に、大連、1905年に、奉天に進出し、大豆貿易で巨大な利潤を得た。1906年の3月には朝鮮向の三栄綿布組合、4月には満州向けの日本綿布輸出組合が設立され、9月の大連港の開放を契機に日本の綿製品や雑貨は満州市場に

大進出をはじめ、1909年以後は日本の紡績糸が市場を二分した。大倉組は4年、古河組は9年に大連に進出し、貿易金融を担当する横浜正金銀行は1900年に牛莊、4年にかけて大連、遼陽、旅順、奉天等々につきづきに支店、出張所を設置している。

以上のような状況によって、植民地経済を開発し、搾取のために、労働力の需要を考慮する上で、日本支配者は植民地体系の完備、ならび植民地教育制度、政策の樹立を求めたのであろうかと思う。

## 第二節 中国人に対する植民地教育制度の形成

### (1) 初等教育

#### 1. 公学堂

日露戦後、1904年から1906年にかけて、日本は「関東州」ではまず軍政署を設立して、日本軍隊の将校が民政署の事務を担当した。それは日本軍事占領時期の臨時統治機構である。

民政署は関東州の中国人教育を管掌することになっていた。日本が満州での最初開与した学校は中国の南金書院私立小学校であった。同校は民政署の指導下での運営がはじまった。

軍事占領期において日本が植民地統治機構を設置したばかりの時は、日本人の移民も少なかったから、満州の最初の植民地教育は中国人の初等教育であった。その時から、日本の国家権力は中国人教育の指導者となった。例えば最初に許可され、南金書院学校には上海東亜同文書院出身の日本人岩間徳也が総教習を担当した。学校の運営は当時の中国〔奏定学堂章程〕に準拠してのまま学堂規則を制定した。教科目には修身、読経、講経、中国文学、歴史、地理、体操、図画などのほが日本語もあった。

関東州の植民地体制の設立が始まると、すぐ同化教育を実施するようになった。1905年4月遼東守備軍軍政長官神尾光臣は台湾の植民地同化教育経験を関東州へ応用して、即ち軍政下での対中国人教育の進め方については管轄内各軍政を配った通牒中で次のように指示している、「思フニ各軍ノ軍事必要施設経

営事項尚多々ナルヘキモ……第一著ハ教育事業タルヘキヲ信ス。然レトモ戦余ノ瘡尚木癒ヘス民俗ノ風氣未タ開ケサル今日、一氣完備セル秩序的ノ学堂設立ハ得テ望ムヘキニアラス。専ラ簡易卑近ヲ旨トシ……而シテ其教授課目ハ奏定学堂章程ニ準拠シ之ヲ取捨折衷シ之ニ日語ノ一科ヲ加レルコトセル可ナランカ…聘用教師ハ勿論日本人ナルヘク」<sup>6)</sup>と制定したものである。この中国人精神を征服するような方針により、同年州内の大連、旅順という町には二校の官立学堂が設立された。

翌1906年前掲の南金書院私立小学校を官立に移管した、関東州公学堂と改称した。これらの公学堂はいずれも六年の修業年限となった。公学堂設立運営に要する経費はすべて関東都督府が負担し、都督府の命令で、学堂長は日本人に、半数以上教員は日本人にすることとなった。

日本は武力で植民地秩序を建立する一方、公学堂をつくることにあった。それは被支配民族の民族意識を抹殺する同時に、日本の思想を中国人の意識に入れ替えることを目指した。

1906年3月民政署が公布した「関東州公学堂規則」を見ると、第一に「公学堂ハ支那人ノ子弟ニ日本語ヲ教育ヲ施シ並生活ニ必須ナル智識機能ヲ授クルヲ以テ本旨トシ」とする。そして、当時の民政長官石塚英蔵は「規則」を説明して「公学堂ニ於テハ関東州公学堂規則第一条ノ旨趣ヲ遵守シテ生徒ヲ教育スヘシ」さらに、「各教科目ノ教授ハ互ニ相関連シテ補益セシメ特ニ日本語ノ応用ヲ自在ナラシムヘシ」そして、中国側の漢文教科書を採用する目的をのべたさいにも、「此ノ科ヲ授クルニハ常ニ其ノ意義ヲ明瞭ニシ日本語ニシタル生徒ニハ其ノ意義ヲ日本語ニ解釈セシメンコトヲ務ムヘシ」<sup>6)</sup>と同化教育を実施する政策を言明した。

新植民地教育事業の経営にあたって、関東都督府は最初力を注いだのは初等教育であった。上記の三校の公学堂をモデルに、以後枢要の地に官立学堂をした。

日本の最初の同化教育政策は柔軟的な政策であって、教科目には日本語の教育を漸次取り入れた。中国人李栄君の手元の資料によると<sup>7)</sup>、植民地支配がはじまったばかり時の教科目と週授業時間数は次の通りである。

授 業 項 目	修身	漢語	習字	算数	日語	唱歌	体操	手工	図画	裁縫
週 時 数	1	8	3	5	4	1	2	1	1	1

\* (裁縫は女子生徒に限る)

これを見ると、中国語の授業時数は日本語より多かった。日本語は漢語を二分の一を占めていたが、日本支配者はある部分の中国の教科内容（漢文、漢語）などを認める同時に、日本の教育内容（修身、裁縫、図画）や日本語を加えている。さらに、学校行事、祭休日についてはすでに、日本国内学校の基準で行われた。

日本地植民地支配の権威を体現するため、公学堂の行政は最高軍政長官監督下に置かれた。1907-1916年の間、関東州植民地最高支配機構は関東都督府にあり、管轄下の各地には民政署と学事主任が置かれ、校長、主席、訓導、……等を配置した。1913年に関東長官の監督下に視学委員会を設置した。1916年に至るまでに関東州教育行政は漸次に完備したのである。

1915年改正した〔公学堂規則〕を見れば、それは中国民族教育を抹殺した日本植民地同化教育の要旨である。「公学堂ニ於テル児童身体ノ発達ニ留意シ日本語ヲ教ヘ徳育ヲ施シ並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識機能ヲ授クルを以テ本旨トス」とある<sup>⑧</sup>。

公学堂の修業年限は六年で、この規則改正により、それは初等科四年、高等科二年に分けられた。軍政時代と同様日本語が最も重視されたことがわかる。事実初等科の場合で見ると、教科目は修身、日本語、漢文、算数、理科、地理、唱歌及体操（女子生徒に裁縫を加える）の七教科、週教授時数28-30時間で、そのうち日本語は実に10時間と約三分の一を占め、漢文（週7-8時間）を凌駕した。高等科の教科目には理科及び地理を加えた。

だが、現地中国人が日本の同化教育を抵抗したことにより、就学率は低かった。「満州教育史」の著作者島田道弥は本の中で「最も事宜に適した改正であって従来の六箇年制では素質及び資産に於いて中等以上の家庭の児童には差支へなきも、他の一般家庭の児童にはやや長きに過ぎて徒らに半途退学者を多からしむる憾があった。」<sup>⑨</sup>とのべている。以下、1917年の〔関東都督府第十二統計書〕の記録を見れば、同年の公学堂の概況は次の通りである。

学 堂 数	堂数	教 員		学 生				
		日	中	初等科	高等科	補習科	速成科	合計
旅順公学堂	8	5	3	266	44	8		318
三淵堡公学堂	5	4	2	55	69	16		140
大連公学堂	11	8	6	435	54		28	517
小平島公学堂	5	2	2	125	35			160
公学堂南金書院	15	15	7	35	152	24		529
普蘭店公学堂	7	5	4	371	129	6		206
豹子公学堂	6	5	3	75	135			210
総 計	57	44	27	1380	618	54	28	2080

## 2. 普通学堂

日露戦前に関東州の農村には大勢な書房があった。書房が中国民族教育を支える柱の一つである。日露後、日本支配者は町の近代学校を弾圧した。しかし、幅広い農村では書房が強く存在し、大勢の中国児童が書房へ転学していた。こうして、日本支配者は書房を敵視して、日本の同化教育の展開を妨げる邪魔ものとして非難した「書房はその設備上又教師の質の劣れる……非实际的、非教育的なところが多く、而も之を根本的に改良することは事実不可能の状態にあった。」<sup>(40)</sup>と偏見を抱き、「非教育」「抗日」の口実で、書房教育の弾圧に着手して、最初は八校の書房を取り締まった。その代わりに、日本の命令により、農村には普通学堂を設置した。

1915年に官制「関東州普通学堂規則」制定した。蒙学堂を普通と改称した。普通学堂の修業年限は四ヵ年とし、学堂には学堂長を置き（中国人の担当ができる）、教員と副教員が置かれた。中国側の教員は1910年に金州公学堂補習科には設置された師範部を卒業し、教員免許状を持っている人を採用した。副教員の場合は教員の免許状を取っていないが、師範部基準の学歴があれば、採用した。日本人に信用される人ということが一番重要な基準だった。採用される場合において、任用の年限は三か年とし、期限が切れると、延長とか、辞めさせるとか、日本支配者が決めていたことである。

普通学堂の行政については、地方公共団体である、村が設立し、教員の経費は関東州都督府が負担した。

普通学堂の教育方針は公学堂の方針に準じて制定した。教科目をみれば、修身、日本語、漢文、算数、体操が置かれ、女子に裁縫を加えた。だか、公学堂の教科目に比べると図画、手工、唱歌とを削除したのである。普通学堂にも日本語の勉強に関して「規則」第二十二項に「日本語ハ近易ナル言語文章ヲ理会シ日常ノ用務ヲ弁スルノ能ヲ得シメ兼テ知徳を啓発スルヲ以テ要旨トス」「日本語ノ在リテハ平易ニシテ模範トナルキモノヲ選ヒ其ノ材料ハ修身、歴史、地理、理科其ノ他生活上必須ナル事項ニ取り趣味ニ富ムモノタルヘク文章ハ口語体ヲ用フヘシ」と強調した。1914年、農業の資源を取るため、普通学堂の教科目に農業を加えた。関東州の主な農産物出産地、金州、普蘭店、豹子というところに置いて、公学堂の高等科と普通学堂の農業知識の授業を強調したのである。

普通学堂の学年、学期及び休業日は公学堂と同じように、すべて日本国内学校制度を習って作ったものである。唯、異なるところには農村の実情に応じて、農繁期の休日を加えた。

こうして、日本支配者は鎮圧下の中国民族教育の代わりに日本語教育の学堂、普通学堂という中国人を同化しようとする教育制度を確立した。

## (2) 中等教育

日本植民地統治者は植民地軍政統治の能率を高めるため、現地人中の指導者、あるいは、政治的親日派、経済的技術員の培養を試みている。「日本軍の通訳となり、宣撫員となり、流暢なる日本語と理解せる日本知識を以て日満人連絡及交渉上貢献することの如何に大であった。」「やっぱり満州開拓の先端は我々の教育した満人でなくてはならぬわい。」<sup>(11)</sup>このように現地人を利用する必要を考慮して、日本支配者は中国人の思想と家庭収入の状況によって、利用しうる価値があると思われる中国人に中等以上の知識をさせて、自民族を裏きり、植民地統治に奉仕する人間を育成した。中等教育を発足させたのである。だが、日本は中国人の教育の言及、発展を軽視して、中等教育施設が非常に少なかった。さらに中国人高等、専門教育施設は空白の状態であった。

中国人を相手に発足した中等教育に師範教育があった。1916年まで、日本か

らやってきた教員はすくないし、そして、中国語ができない、それは対中国人の同化教育に影響があった。日本教師の不足に対して、中国人の中から日本語教育の協力者を培養する目的で中等師範教育に着手した。

関東州では、すでに1910年代はじめから、農村部における簡易な初等教育普及のために普通学堂を創設し、その教員は旅順公学堂および公学堂南金書院に速成師範科（修業年限一年）を付設して、その卒業生を以てあてていた。また公学堂の中国人教員も、各地の普通学堂や書房の教師から選んでこれにあてていて、早くから中国人初等教育の資質向上が課題となっていた。

これに応じたのが1916年に創設された旅順高等学堂で、それは二年の予科（旅順工科学堂の予備教育を担当）のほか、師範科（三年制）をおいて普通学堂教員の養成にあたるのである。この師範科は、1918年に高等学堂を離れて、独立して旅順師範学堂に昇格した。

旅順師範学堂は関東州内、州外（満鉄付属地）の公学堂教員の養成を担当することとなり、修業年限は3年とし、1924年には修業年限は4年となった。現在に残っている資料〔関東州内師範教育の回顧〕を見ると、その中に「旅順高等学堂は（1916－1918年）同化主義を根本的方針として、現地人が習っていた日本語を国語を称していたが、日本語の読み方で、漢文を読ませ……修身課においては恩を返す、秩序と法律を守るという三つ項に最大の重点が置かれた。」との同化教育の主な特徴を述べた。

上記のような関東都督府時期の対中国人子弟の植民地教育は、関東州の近代学校、農村書房を鎮圧し、公学堂、普通学堂を建設したのであった。日本帝国主義者が柔軟、強硬的な手段を兼用し、植民地制度の形成、さらにその制度を推し進める第一歩を実現しようとするのであった。

### (3) 中国側の抵抗運動

#### 1. 民衆運動

日本は中国の関東州で、全面的な植民地の統治をはじめた。その上、教育を植民地の道具として、政治、軍事上の無情な統治、経済上の激しい略奪の需要のために絶えず植民地の教育方針を直したり、教育政策を調整したりしながら、

中国の教育制度と教育性質をだんだん変えさせて、日本の植民地の教育制度を完成しようとした。

その中の同化教育において、特に青少年期の中国子どもたちに「皇民化」理念をこの子どもたちの意識に吹きこむ民族思想を抹殺する日本語の初等教育は「子ども単純な気持ちを利用し、その努力と罪悪感を十分に計算し利用して、当時、その子どもたちの精神と知性の民族的、人間的成長を歪曲していたのである。」<sup>(12)</sup>この同化教育の特質を見れば、次の六項になると、

- (1) 日本語の教育を通じて、日本民族の優位思想を上付け自民族のアイデンティティを喪失させる。
- (2) 天皇に奉仕することを大義とする忠義精神を確立させる。
- (3) 当時の植民地支配の体制を正当づけ、肯定させる。
- (4) 職業教育を強調し、労働力としての資質を向上させる。
- (5) 植民地の師範教育を重視し、教員の養成のネットワークもつくられる。
- (6) 同化教育により、関東州の中国人にたいして、中国人ではない、日本人である皇民化を強化したのである。

現在、大連市では、旧関東州の日本語教育を受けた人たちは衆健、孫秀芝、藤述漢などの証言によると、当時、日本支配下の公学堂、普通学堂を卒業した中国子どもたちは自分が中国人ですか、満州人ですか、日本人ですか、つまり自分にとって、どのような民族の人、どのような人間の役割を位置づけているか、わからなくなってしまった。結局、ある養成された親日派は日本の植民地支配の手足となった。

こうして、当時の中国側に出版した「大連」と題する報告中では、満州の公学堂を「日本用の奴隷製造所」と呼び、日本の同化教育の加害性を考えると、1920年代において中国の全国、満州、関東州の中国人は日貨を排斥するながら、国民的覚醒の必要性の自覚へ、さらに、教育権回収の要求へと変化するのは当然の筋道であった。

ここでは満州国成立の前において、関東州の中国人の抵抗運動について一つのことを述べたいと思う。

日本の植民地統治に直面した関東州の中国人は奴隷にされ、好ぎに勝手に搾

取されることに耐えきれず、無数の抵抗闘争を行った。

日本統治の間に、都市から農村に至るまで、抵抗闘争はいたるところに起き、耐え間なく続いた。労働者トス、商店トス、学生トスなどの政治、経済の闘争があっただけでなく、銃刀を持った武装抵抗藻あった。大連の労働者の抵抗闘争は最も突出していた。

1922年12月に全国の労働者の第一次のストライキの影響下に、南満州鉄道の沙河口工場の愛国思想を持つ労働者が中核となって組織した工学会が成立し、急速に発展して全市的な労働者組織となり、名称を大連中華工学会は地下党組織中共大連特別の支部が結成され、大連の中国人はとりわけ労働運動を指導する中核となり、このため大連地区の反日闘争は盛んに発展することになった。1926年に大連工学会は指導した大連紡織公司労働者の「四、二七」大ストライキは101日間堅持され、ついに勝利を獲得した。これは大連労働運動史上に輝く一頁を書き記すことになった。

「1927年に、蒋介石は「四、一二」反革命クーデターを起し、これによって中国革命は深刻な挫折に見舞われた。同年7月、大連地下党は第一次の破壊を受けた。同年8月20日、大連中華工学会は解散された。大連の労働運動も挫折させられた。これ以後、党組織は三回の大きな破壊を受けた。しかし、多くの共産黨員、愛国者、広範な労働者、農民、学生が日本植民地統治に反対した闘争は、途絶えることなく続いたのである。」<sup>(43)</sup> 関東州の中国人は祖国の富強と民族の独立のために戦うべきであることを意識していたのである。

## 2. 抵抗教育

関東州の抵抗教育は中国の民族教育固有の形で、展開された。すなわち伝統的書房と近代的な私立学校であった。この二つの形は中国の民族教育の基盤として民族思想と愛国信念を中国人の子弟には固めるものであった。

### (1) 書房教育

日本の弾下に書房教育は広く存在し、民族教育の主体を守りつつ、生徒にも資源向上の教育を施し、大勢な中華民族の後継者を養成とする。民族の意識が強い中国人は書房の存在に民族の誇りを感じた。

1922年以後、関東州の関東庁官により、[書房規]が公布された。書房教育に種々制限を加えた。幅広い農村の書房にすべての取締は到底の不可能であった。日本の敗戦までの関東州で書房教育を存在し続けである。関東都督府の時期において、1917年に至るまでの日本側の統計を見ると、書房教育の概況は次の通りである<sup>(14)</sup>。

1907年－1917年関東州書房概況

設置年	書房数	生徒数	教員数
1907	561	11,807	561
1911	252	3,653	254
1912	230	3,629	233
1913	133	2,167	142
1914	76	1,372	82
1915	91	1,857	105
1916	52	866	58
1917年	47	882	47

## (2) 近代私立学校

関東州の中国人は日本の同化教育と対抗するため、町では、民間的私立学校を設立した。現在、大連の文史編集委員会の調査によると<sup>(15)</sup>、関東州の中国側の近代学校は、関東都督府の時期において、一校だけである。

金州西小磨公育両等小学校。

該学校は1910年に中国人齊徳秀が自分の手でこの学校を開設し、生徒は百余名である。学校の趣旨は「子どもの心性の開発を目指す。故郷を愛し、祖国を愛するため、古代、近代の自国史を調べて、自分の生活周りのことを知っていることだけではなく、各地の風俗をよく調べる、」と主張した。そして自分で、故郷を語る[南金郷土志]という教科書を編集した。この教科書中では、金州、大連、旅順など地域の政治、風物、歴史文学、軍事、人物戸籍などことを紹介している。特に山、河、海、島の景色を賛美しながら、露国と日本の侵略行為を非難した。都督府の植民地支配に対して忿して忿懣な気持を表したのである。

以上例は、中華民族は覚醒する現われである。中国人は決して植民支配下に居ることに甘んじることなく、自民族の独立自由を勝ち取りことであって外国の侵略者を駆除する教育活動が見られた。

## 第二節 関東州における日本人子弟教育制度の形成

### (1) 初等教育

日露戦争直後、関東州に住む日本人は12792人だったが、ポーツマス条約により、日本植民地を形成するとともに、日本移民が続々とやってきた。日本人子弟を対象とする小学校は中国人子弟を対象とする学校の建設より、少し遅れたのである。

1906年に民政署は署令を公布した。その第一条は「小学校ハ内地人ノ児童ヲ教育スル所トス小学校ハ児童身体ノ發育ニ留意シテ道德教育及国民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識機能ヲ授タルヲ以テ本旨トス」<sup>(16)</sup>となっている。植民地における日本子弟の教育制度は「内地」教育制度の延長を基本的路線とした。

以上を比較すると、初期の関東州における日本子弟の教育は、「内地中心主義」教育方針は台湾の経験に習ったものであり、教科書も「内地」の教育を全面的に依拠したものである。

1907年3月に勅令を公布し、小学校令を改正し、尋常小学校の義務教育修業年限を6年とした。これに見て、関東州では1908年に関東州都府府令第五号を公布した。この府令は1905年公布した「規則」を改正したものであった。改正理由ははじめて台湾の日本子弟教育経験を関東州へ応用したが、関東州の現地の実情に適応しない。欠点がまもなく、わかっていた。この「規則」改正で、関東州の政治、経済から気候、風習の状況に応じて、現地的な指導が強化された。

もちろん、基本的には「内地延長」「現地軍事政権監督下」という原則は変わっていない。たとえば、教科書関係では第五条は「小学校ノ修業年限、教科目、教則、教科用図及編制ニ関シテハ特ニ規定スルモノノ外小学校及文部省ノ

定ムル所ニ依ル但シ同令中市町村及管理者ノ職權ハ民政署長之ヲ行ヒ府県知事ノ職權ハ都督之行フ」<sup>(17)</sup>この改正によって本格的な日本子弟教育体制が確立したのである。

関東州都督府は「内地」主義を志向しながら、植民地運営にふさわしい継承者の培養を考慮して、最高の宗旨である教育勅語を中心軸にして、1914年に教科書編集に着手した。1915年に関東都督府管轄下での南満州鉄道会社大連で、「南満州鉄道株式会社教育研究所」を設置して、1917年にこの研究所に教科書編集係を置き、関東都督府は1920年に教科書編集委員会を設けたのである。いわば、日本の最初の大陸植民地体制を形成した「関東州」をモデルに植民地における少国民が育てられはじめたのだった。次に「昭和15年関東州学校一覧表」によって、当時初等教育施設の状況を示しておく。

1906-1918年の関東州尋常小学校状況総計表<sup>(18)</sup>

学 校 名	設置年	学級数	学生数	教員数	備 考
大連伏見台小学校	1906	27	1,349	36	1945年数字
旅順第一小学校	1906	26	1,129	36	1940年数字
金州小学校	1907	15	423	19	同上
金州柳樹屯小学校	1907	3	43	5	同上
豹子小学校	1908	9	250	13	同上
大連日本橋小学校	1909	24	938	32	1945年数字
普蘭店小学校	1909	8	232	10	1940年数字
旅順第二小学校	1909		669		1935年数字
大連常盤小学校	1911	24	1,103	32	1945年数字
大連沙河口小学校	1911	23	865	31	同上
大連朝日小学校	1915	31	1,373	45	同上
大連大広場小学校	1917	24	1,074	27	同上
大連周水子小学校	1918	4	128	8	同上

以上のように関東州日本人子弟の教育制度は極めて短期間に形成された。それは海外植民地支配へ天皇の権威を体現するものである。帝国主義者は植民地統治体系を強化するため、教育勅語を植民地教育制度形成の中心として、子弟たちに少国民の自覚を与え、これを「帝国」日本の世界的拡張と結びつけた。この点で、植民地事業の進展が植民地初等教育制度を形成した第一要因であった。

## (2) 中等教育

1908年日露戦後経営の方針として出された「戌申詔書」は、「日本帝国主義段階における教育勅語イデオロキーの再展開という性格を示した。……思想教育に大きな比重をかけていた。教育に対して政治支配の優位を確立した。」<sup>(19)</sup> 栄光ある帝国の人民にふさわしく「意志の発達と品性の完成」が植民地における日本人子弟の教育においても眼目とされた。当時の日本移民国策に応じて、大勢な日本移民が関東州にやってきた。このひとたちと子どもたちを植民地に根をおろさせるため、日本人子弟にたいして小学校を建設した上で、中等教育の学校の建設に力を入れた。

### 1. 関東都督府中学校

初等教育制度より、中等教育制度の方がすこし遅れた。当時の在住日本人は自分の子どもの将来のため、現地小学校が卒業させて、「内地」の中等、高等の学校に進学させたのである。1909年に勅令第三号、関東州に「関東都督府中学官制」を公布し、旅順に第一中学校を開設したのである。

同年4月に内地の東京府立第一中学校校長勝浦鞆雄は関東州の関東都督府中学校校長として任命された。

関東州都督府は新植民地の教育的施設を重視して、都督府中学校の設置基準について、内地より条件良好の教育施設を建設した。全生徒を寄宿舎に収容する方針を立て、旅順に家庭のある者のみ通学することを許した。又開校式、卒業式等には都督府長官自ら出席し、賞品を与え学時奨励の意を表明した。

関東都督府中学校は「教育勅語御趣旨を奉載し旅順靈地の特異性と満州の重要性とに鑑み、忠誠淳良なる徳性を陶冶し、剛健闊達の気宇勤勞奉仕の習慣を養成し、在満邦人の中堅として東亜の大天地に活動するの素質を完具せしめんことを期している」<sup>(20)</sup>の方針下に、種々の植民地の特徴を示す学校運営を行っていた。たとえば、旅順の占領を記念するため、毎年12月5日に厳寒中にマラソンを行っていることも一つである。そのほか寒暑を通じ校庭において日々全生徒をして朝礼体操を行わせしめたり、毎週水曜日放課後三千米マラソンを課したりした。

学年設置と生徒募集についてみると、学校開設の際は第一学年三学級、第二学年一学級の編制を基準とする。入学志願者181名全部に入学を許可した。

軍政初期の関東州日本移民は少なかったからである。関東都督府は内地より条件のよい中学校を建設する意図は、一方、在住日本人が根をおろしてもらうことにあった。もう一つには、内地日本人を新植民地に移住するようを招いていたことにあった。初期の関東都督府中学校を維持するために、当時少数の在住日本人子弟にたいして、受験制度を取り入れなかった。

## 2. 大連第一中学校

1918年4月12日に勅令第72号を以て関東都督府中学校官制が改正された。新に大連中学校増設が告示された。

大連第一中学校の学校運営の基準は関東都督府中学校の基準と同じであるといえよう。「同校を開校したときは生徒が第一学年90名であり、第二学年は旅順中学校より分かれた生徒及び其の他で64名であり、全部で154名であった。」<sup>(21)</sup>その後、日本移民が関東州に続々と移住したので、生徒数も毎年少しずつ増加するようになっていった。

旅順の中学校に比べると、大連第一中学校の特徴は「世界に大勢、満蒙の事情の紹介のため掲示教育、講演会を催し新知識の啓培に努めているほか、生徒の趣味を函養し特殊の才能を助長させてとする目的ため課外における自由研究を大いに奨励している」<sup>(22)</sup>ことにある。そのため、卒業の上級の学校入学率が上上がる。表なしは昭和8年の統計にるものである。

移民は日本帝国主義が満州を植民地支配にするための人的主軸であった。それにふさわしい教育政策を制定するのが日本植民地体系中の重要な施策であった。さらに、植民地における日本人の社会的基盤を強めるために、文化活動に関する施策を一層効果的に推進する教育制度の確立が欠かせなかった。それゆえに、植民地中等教育制度の確立が進められたのである。

## (3) 実業教育

日本は植民地経済構造の維持のため、植民地資源を開発した。日本の独占資本の成長に応じて、植民経済は豊富な資源と安価労働力を提供した。「満州事

変」以前の日本の植民地活動は、いわば近代的植民地活動の伝統にそって、その活動の重点が「満州」の資源開発を中心に置き、そのために、植民地実業教育制度の確立は必要なことであった。

日本人は指導民族として安価労働力である中国人を監督しなければならなかったから、ある程度の技能を身につけさせることがことである。だが、当時の関東州の日本人の実業の資質という問題を見ると、満鉄社員制度によれば、その制度にはいくつかの変遷があるが、大きく二つに分けられる。一つは、社（職）員であり、他の一つは傭人、雇員、傭員、と呼んだのである。日本人社員の資格制度は職員は専門学校以上の卒業者であり、準職員は中学校卒業者で2年以上勤務者、雇員は中学校以下の卒業者であった。

こうして、在満日本人社会の指導層から指導民族の労働問題重視の気運が高まり、同年10月に大連商業学校を設立した、これは貿易を特徴とする大連港にふさわしい実業教育である。

### 1. 大連商業学校

大連商業学校は1909年10月に東洋協会評議会により設立された。高等小学校を終了した生徒を募集し、前述のように入試がなし。修業年限は5年とし、1912年に5年制甲種商業学校に昇格して、大連商業学校と改称した。補習科を夜間学部としていうた。その後日本移民が多くなるにつれて、入学志望者数を超える場合において、入試を行った。だが、文部省が試験廃止令を公布したので、この歩調に一致するため、関東州都督府は無試験制度を公布した。

1912年の教育方針は次の通りである。

「我国固有の精神を涵養し、時代の要求に適応した商業実務者として、必要な徳操を訓練するを目的としての項目は、ア、国体観念の自覚、イ、国民道徳の実践、ウ、相互人格の尊重、エ、質実剛健の気象、オ、敏治恭順の気風、サ、自立協同の精神 シ、勤労愛好の習慣、セ、国際観念の養成」

設置基準を見ると三年制の対象とする男女両部を付設した。五年制とするのは第一科であった。昭和10年の統計によれば、学級数は20学級であり、在籍生は950名であった。学校の特別施設としては、次の表の通りである。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
校外監督	課外講習	消費組合	東亜経済研究	生徒の実習	経済調査	商業調査	機械製作	研究会	珠算競技会

#### (4) 女子教育

日本国内は1901年に高等女学校令施行規則により、高等女学校を設置した。同時に入学者の資格も高められた。1910年改正した高等女学校令には高等女学校を卒業した者のため専攻科を置くことができるとした。

この影響下、関東州の女子教育において、1910年3月勅令108号によって、同年7月に旅順で関東都督府立旅順高等女学校を設立した。旅順中学校校長勝浦は高等女学校の校長を兼任した。

当時全満日本人小学校は23校、在籍生は約4300名であった。うち女子生徒は、尋常科には約1870名、高等科には約200名であった。交通不便なので、通学が非常に困難だった。高等女学校は本校に第三学年、第四学年を設置し、各学年に一学級の編制を基準とする。第一学年、第二学年の設置は関東州管轄下の各地小学校の高等科に委することにした。

本校を開校したとき、第三学年は45名の生徒を収容し、第四学年は16名の生徒を収容した。寄宿舎を設け、寄宿生がその三分の一の40名を占めた。その後植民地体系を漸次に完備するとともに、植民支配機構は女子教育の改善に力を入れた。1918年に女子教育施設を増設し、第一学年より生徒を募集することができたのである。

旅順女高等学校教育方針は、「強健質実にして、優雅な女性を養成するに在り、故に常に精神との健全なる発達に留意し、質素を尚び儉約を重んじ勤労奉仕を醸成し高尚優雅なる情操を養い強く、正しくそして優しき満州の婦人として邦家の興隆に貢献せしめんことを期している」<sup>(47)</sup>と植民地における日本女性としての地位を明らかにする。

### 1. 大連神明高等女学校

1914年に大連神明高等女学校を設立した。この学校の前身は明治40年頃に設立した大連私立女学院であった。学校経営が不況の状態に落ち込んで、廃校となったので、官制大連神明高等女学校が設立された。教育方針については原則として関東都督府立女高等学校の教育方針と同じである。

植民地において日本人の女子教育制度を確立することは、明治の文相森有礼の見解「女子教育の成立は国家の安危に関係する」ということの反映である。植民地の建設と経営において高等女学校教育が重要拠点としての役割を果たしたである。

## (5) 大学

### 1. 旅順建校の重要性

なぜ、旅順の中学校と同じように、旅順に大学教育の施設を建設したのでろうか。旅順という地名と学校の設立の間にもどのような繋がりがあるのであろうか。明治41年に当時の内閣会議で、総理桂太郎、外相小村寿太郎、陸相寺内正毅、逋相後藤新平、関東都督大島義昌、同民政長官白仁武などの諸氏は「ロシアは旅順を東亜の軍事策源地として国弊を借まず悠大な経営をした。此を継承した我国にして……而も旅順の軍事の価値は我軍部の認むる所となり得ない。……是に於て、地理と歴史とに鑑み、旅順をして大陸文化に一大淵たらしむべしとの議が起った。」と指摘した。そして、満鉄初代総裁後藤新平の「文装的武備」という主張と密接に結びついて、天皇と大日本帝国主義の利益と植民地統治の関係に必要なものを考慮した上でこの計画にして、旅順に「日支共学」の大学府を設置するに決した。

こうして、大きな学校を作り、大量の学生を滞在させれば、旅順は戦争の際にはただちに大量の兵舎と糧食を供給できる基地となるというのである。

旅順工科学堂、南満医学堂（奉天）はいずれもこうした路線の上に設立されていたものであり、さらに、このように案出された文装的武備という言葉は軍備に転化する非軍事的施設の設備の整備のことであった。

換言すれば日本支配下の植民地秩序を安定させる基本的政策として大島都

督は旅順工科学堂設立の趣旨の中で「文装的武備」が肝要であると述べている。両校の建設の意味は、中国教育の体制を崩壊させて、中国人子弟教育の普通学校から専門学校までの学校制度をととのえたことである。もちろん、日本人子弟を中心としての専門教育制度もこれによって確立された。これが「肝要」の意味である。

1909年6月に勅令第133号を公布し、日本国内高等専門学校令に基づく官制旅順工科学堂を設立した。関東都督府民政署長官白仁武は学長を兼任する。1910年9月に関東都督府令第12号によって、旅順工科学堂規則を制定した。

生徒は、中国人と日本人を対象として募集した。ただ異なるところは、日本人子弟に対して、推薦入学制度を取ったことである。1910年4月に「内外地」各府県中学校校長の推薦により、170名生徒が入学した。

中国人子弟に対しては留学の形で旅順工科学堂に入学することができるとした。これはいかにも中国主権を無視したものである。この法案に一度、中国側は反対したが、結局、中国側が妥協して、この共学制度を認めた。このことについて、鈴木健一は「東北三省における日本の教育事業」という論文の中で「共学制の実施にあたっては中国政府との間に折衝が持たれ、その結果、中国社会内における旅順工科学堂の教育機関としての地位が確認され、中国政府自体が同校への官費及び自費生を選送するのみならず、さらにこれをめぐって地方各省の教育庁に訓令して奨励法まで設けさせていることが明らかである。」と述べている。こうして日本人、中国人の共学制を取った旅順工科学堂は毎年30名の中国人の入学を認めていたのである。

## 2. 設置基準

明治四十四年三月三十日に勅令第57号を以て、旅順工科学堂は教授の人数が15名、助教授の人数が14名、書記の人数が7名という教職員の定数を定めていた。明治四十五年五月十日に天皇、皇后両陛下の御真影と教育勅語の拝戴式を行われた。大正十二年八月十八日に勅令第271号を以て、旅順工科学堂は教授の人数が20名、助教授の人数が16名、書記が6名だった。

旅順工科学堂の計画書を見ると、具体的な設置基準について、次の通りである。

学校程度——高等工業学校ニ準シ其権ヲ享受セシム。

学科——電気，土木，機械工学，採鋇冶金トシ，時宜ヲ見テ造船船舶用機械ヲ加フ（外国語科目として中国語と英語が配当された）。

建物——教場ハ遺留家屋ヲ修繕使用スルモノトシ，現業練習ハ海軍工場ニ委託スルモノトス。

生徒——中学卒業以上ノ本邦学生ヲ主眼トシ外国学生ノ入学ヲモ許可ス。

経費——下表ヲ以上テ計画シ財源ノ都合ヲ見テ漸次造船船舶用機関科ヲ加へ，生徒ノ募入ヲ増スモノトス。

旅順工科学堂には，大学レベルの本科のほか，予科，予備科があった。予備科は中国人子弟を対象とした。修業年限を一年とし，共学制度の本科，予科の修業年限は各三年間であった。工科学堂卒業生の学力は「内地」一流大学卒業生の学力と同じとみなされ，同等の学歴を持つことができる。

日本の近代植民地統治政策を見れば，ヨーロッパの近代植民地統治より進んでいたものである。即ち，武力的鎮圧，政治的支配，経済的略奪，教育的同化，という諸般政策中で，一番恐ろしいものは同化教育であった。

おわりに

私は日本に留学したお蔭で，私の指導教授小沢有作先生の指導下で，中国の関東州（現在の大连）を中心に「近代日本植民地教育制度」という論文を一応まとめていた。本論には関東都督府時代の植民地教育制度を紹介する上で，植民地教育制度形成の目的を明らかにしようとする。

植民地の教育政策と教育行政は日本中央集権の行政を果たした。植民地運営の成功において，教育は重要な役割を担うことになった。当時の対中国人子弟の同化教育と対日本人子弟の天皇制教育は，普通人間を「天皇のために死ね」という人間に改造する目的であった。

しかし大连地域は日本文化の影響を深く受けたのである。日本式の建物，清潔習慣，部屋に入る時靴を脱ぐ習慣や年輩人たちには日本語のわかる人が多いなど大连地域の文化特色になっている。

現在、中国の改革開放の形勢の下に大連と日本は積極的に経済技術方面の交流合作する同時に、はじめての文化教育を交流したのは1993年8月に大連で、中日の「中国の東北教育史国際的学術討論会の論文」という研究会が行われていたのである。

つまり、歴史の教訓を汲み取り、中日両国の人民の連帯はアジア、太平洋地域の発展と進歩、さらに世界平和にとっても大きな貢献がある。

#### 参考文献

- (1) 管孝行 [叢論日本天皇制] 拓植書店, 193ページ 1987年
- (2) 前掲 (1) 205ページ
- (3) 前掲 (2)
- (4) 前掲 (2)
- (5) 嶋田道弥 [満州教育史] 117ページ, 昭和12年
- (6) 前掲 (5) 119ページ
- (7) [大連文史史料] 大連市委員会文史資料委員会, 1990年
- (8) 前掲 (5) 123ページ
- (9) 前掲 (5) 112ページ
- (10) 前掲 (5)
- (11) [満鉄教育たより]「満人教育」満鉄, 昭和16年
- (12) 小沢有作 [民族教育論] 明治図書出版株式会社, 1967年4月
- (13) 董志正主編 [大連解放四十年史] 遼寧省人民出版社, 1991年
- (14) [遼寧教育志] 遼寧人民出版社, 917ページ, 1991年
- (15) 前掲 (7)
- (16) 前掲 (5) 59ページ
- (17) 前掲 (5) 61ページ
- (18) 前掲 (14) 918919ページ
- (19) 川端正文 [政治と民族植民問題] 法律文化社, 1980年
- (20) 前掲 (5) 189ページ
- (21) 前掲 (20)
- (22) 前掲 (20)